

編集発行人 税理士 細見 秀 樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 合同会社の社員に対する事前確定届出給与

Q. 合同会社の社員に対する事前確定届出給与の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような取扱いになりますか？

A. さきごろ、国税庁の文書回答事例において、「合同会社の社員に対して事前確定届出給与を支給する場合の税務上の取扱いについて」が公表されました。概要は次のとおりです。

照会の前提は次のとおりです。

合同会社には、株式会社における株主総会の決議で役員の職務執行の対価を決定することとする定めや株主総会で計算書類の承認を受けなければならないこととする定めが設けられていないが、①定時社員総会において、その役員給与及び本件役員賞与の支給日及び支給金額をその総社員の同意をもって決定していること、②このような手続で決定した役員給与及び本件役員賞与は、その定時社員総会から次の定時社員総会までの職務執行の対価であると考えられること、③定時社員総会の開催日を業務執行社員の「職務の執行の開始の日」としている場合の「職務の執行の開始の日」はその定時社員総会の開催日となると考えられるので、事前確定届出給与の届出は、その定時社員総会の開催日から1月を経過する日としても問題ないとしています。

消費税

★ 消費税 本則課税後の2割特例

Q. インボイス制度の導入に伴い、課税事業者になった会社です。当期は設備投資があったので、本則課税で申告しましたが、来期はこれまで通り1,000万円に満たない売上ですが、2割特例を受けることはできますでしょうか？

A. 消費税の2割特例とは、本来、免税事業者に該当する事業者が、インボイス制度を機にインボイス発行事業者に該当することになったことにより課税事業者になる事業者について適用されるもので、3年間、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができるといいます。

適用となる要件は、次の2つです。

- ① インボイス発行事業者の登録を受けていること
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であること

この特例は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において適用できます。

また、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者になっていても、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなど、一定の要件を満たす場合には、適用を受けることができます。

お尋ねの場合、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、適用が受けられるものと思われます。

★ 店舗付住宅の取得に係る仕入税額控除

Q. 1階が店舗、2階以上が居住用賃貸建物を取得しました。消費税はどのような取扱いになりますか？

A. 消費税では、居住用は非課税、事業用は課税となっていることから、建物の一部が店舗用など、「居住用賃貸以外の部分」がある居住用賃貸建物については、その居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等の税額についてのみ、仕入税額控除が制限されることとなっています。

そして、この場合の「合理的に区分している」とは、使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた合理的な基準により区分していることをいうとしています。

またこの場合、「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」に共通して使用される廊下や共用のエントランスなどの共用部分についても、これらの合理的な基準により「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」とに区分しているときは、その共有部分のうち居住用賃貸部分に区分された部分に係る課税仕入れ等の税額についてのみ、仕入税額控除が制限されることになります。

★ 大阪・関西万博のチケットの仕入控除

Q. 関西万博が始まったので、一度行こうと思います。チケットの購入費用は、課税仕入れになりますか？

A. 大阪・関西万博が令和7年4月13日から同年10月13日まで開催されます。

チケットの購入費用を課税仕入れにするには、次のような取扱いになります。

① 日時指定された紙のチケット

旅行代理店等が交付した代理店等の名称のインボイス(簡易インボイス)を保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

② 日時指定されたチケット引換券、日時指定されていないチケット引換券

イ. チケット引換券をゲート前チケット引換所でQRコード付きチケットに引き換えて入場した場合は、入場券等回収特例の適用が受けることができ、この場合は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

ロ. チケット引換券をスマホ等でチケットIDに換えて電子チケットの交付を受けたときは、この引換券を保存(コンビニのチケット引換券はHPに掲載された補足事項を併せて保存)することで仕入税額控除が認められます。

ハ. 旅行代理店等の名称で交付されたインボイス(簡易インボイス)があるときは、そのインボイスを保存することで仕入税額控除が受けられます。

所 得 税

★ 私的整理手続きに基づく債務免除

Q. 債務者と債権者である金融機関等が法的手続きによらず、再生型私的整理手続きに基づき策定された事業再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合、その取扱いはどうなりますか？

A. 個人事業者が債務免除を受けた場合のその免除益は、原則として、その個人事業者の総収入金額に算入されます。

ただし、その個人事業者が「破産法に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に受けた経済的利益の価額については、その個人事業者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされており、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」とは、「破産法の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしたならば、破産法の規定による免責許可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定がされると認められるような場合」をいうこととされています。

したがって、再生型私的整理手続きに基づき策定された事業再生計画により債務免除を受けた場合の債務免除額については、上記の要件に該当するかどうかで判断することになりますが、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」により債務免除を受けた金額は、各種所得の計算上、総収入金額に算入しないことが認められています。

そ の 他

★ 固定資産の取得価額に算入しなくてよい費用

Q. 不動産を購入しましたが、不動産取得税は取得価額に算入しなければならないですか？

A. 固定資産の取得価額は、その固定資産の購入の代価（購入手数料等その固定資産の購入のために要した費用の額を加算した金額）及びその固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額になりますが、次に掲げるような費用の額は、たとえ固定資産の取得に関連して支出するものであっても、これを固定資産の取得価額に算入しないことができます。

①次に掲げるような租税公課等の額

イ. 不動産取得税又は自動車取得税

ロ. 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの

ハ. 新增設に係る事業所税

ニ. 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

②建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額

③一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

したがって、不動産を購入した際の不動産取得税は、固定資産の取得価額に算入しないことが認められます。